# 様式第2号(第7条関係)

# 会議の開催結果

		1
1	会議の名称	令和4年度第1回さいたま市建築審査会
2	会議の開催日時	令和4年5月20日(金曜日) 10時00分 から11時00分まで
3	会議の開催場所	さいたま市役所 議会棟2階 第6委員会室
4	出席者名	馬橋隆紀会長、大塚嘉一委員、吉沢浩之委員、 能見正委員、伊藤史子委員、篠原厚子委員、 遠藤博久委員 (7名)
5	欠席者名	
6	議題及び公開又は非公開 の別	別紙による
7	非公開の理由	さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため
8	傍聴者の数	0人
9	審議した内容	別紙による
10	問合せ先	建設局 建築部 建築総務課 管理係 電話番号 048-829-1538
11	その他	さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要 綱第8条第2項ただし書の規定により、議事概 要を公表します

- 1 議題
  - (1) 第1号議案 法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意
  - (2) 第2号議案 法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意
  - (3) 第3号議案 法第43条第2項第2号の規定による許可の報告
- 2 審議の結果

 第1号議案、第2号議案
 同
 意

 第3号議案
 了
 承

3 公開・非公開の別

非公開 : 第1号議案から第3号議案

(さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため)

以上

## 建築審査会要旨

会議名	令和3年度第6回さいたま市建築審査会	
開催日時	令和4年5月20日(金) 10:00~11:00	
開催場所	さいたま市役所 議会棟2階 第7委員会室	
	馬橋隆紀	
	大塚嘉一	
	伊藤義夫	
出席委員	能 見 正	
	伊藤史子	
	遠藤博久	

## 1 案 件

- (1) 第1号議案 法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意
- (2) 第2号議案 法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意
- (3) 第3号議案 法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

### 2 公開・非公開の別

非公開 : 第1号議案から第38号議案 (さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため)

3 傍聴人の数

0 人

### 4 議事録の署名について

大塚委員及び篠原委員に決定

(次項あり)

#### 5 審議内容

#### (1) 第1、2号議案

建築審査会 図面中に「埼玉県条例第3条但し書き適用」とあるのは。

特定行政庁 建築基準法の規定に基づき、条例により路地状敷地の延長と幅員の関係を

規定しているもの。本件は、同条例に規定する幅員を確保出来ていないこ

とから、許可にあたり、同条ただし書に規定する防火要件等を満たすこと

を条件として付加したもの。

建築審査会
さいたま市では条例を制定していないという事で良いのか。

特定行政庁 そのとおり。

建築審査会 各敷地ともに空地への接道幅は2m確保出来ているのか。

特定行政庁 配置図拡大図にあるとおり、各敷地とも接道幅を2m以上確保出来ている。

建築審査会 本空地を利用していない東側に隣接する土地については、同意を得られて

いないのか。

特定行政庁
東側の権利者からも同意を得ている。

建築審査会 空地部分はいつ頃に分筆されたものか。

特定行政庁 謄本によると昭和36年に分筆されている。

建築審査会 協定締結以前から分筆されていたということは、以前より現状のような通

路としての利用形態があり、通路として維持管理していくことについて、

関係者間の共通認識が図られているものと推測出来る。

特定行政庁 航空写真でも昭和36年時点で通路形態が既にあることが確認出来る。

#### 審査結果 同意

#### (2) 第3号議案

建築審査会 隅切りは位置指定道路の基準を満たしているのか。

特定行政庁 片隅切りで両辺 3m 確保されており、基準を満たしている。

建築審査会 今回の申請にあたり、位置指定道路とすることの検討はあったのか。

特定行政庁 申請者に対して指導は行ったが、通路内に電柱が存在しており、移設位置

の調整がつかなかったため実現には至らなかった。

建築審査会 引き続き位置指定道路とするよう指導は継続するべき。

審査結果 了承

以上